

前橋市職員の服装に関するガイドライン

令和8年4月7日改定

市民からの信頼を保ちながら、さらなる職員の働きやすさを実現するため、スーツスタイルのみにとらわれず、TPOに合わせた服装（オフィスカジュアル）を可能とするガイドラインを策定しました。

※スーツスタイル：シャツ、ジャケット、スラックス、スカート、パンツ、革靴、パンプスを基本としたスタイル

※オフィスカジュアル：ポロシャツやチノパン、スニーカーなどある程度仕事の上で許容される範囲のスタイル

1 基本的な考え方

(1) 社会人の身だしなみとして、公私の区別をわきまえた常識ある服装

自分の考えだけではなく、市民や周囲から見て適切かどうか判断基準です。

(2) 職場環境や業務内容に応じた機能性・安全性・清潔感を重視し、力を発揮できる服装

清潔感にも留意して適切な服装を選びましょう。

(3) 名札は必ず相手から見える位置に着用

ストラップが長かったり、名札が裏返ってしまうことの無いよう注意してください。

2 基本スタイル（これまで通りスーツスタイルは含まれます）

別紙例参照

3 服装を選択する上での留意点

- (1) 作業等に従事する場合は、安全面、機能面等に配慮し、作業環境に適した服や靴を着用しましょう。なお、市貸与の作業着や防寒着の着用は就業時間内に限ります。
- (2) ノーネクタイ・ノー上着の通年化に変更はありません。季節や天候による職場環境の変化、業務内容などを考慮し、臨機応変に対応してください。
- (3) スーツスタイルにおいても清潔感を大切に。よれたシャツやしわの入ったスラックスを着用しないよう注意しましょう。
- (4) 式典・議会・庁議等への出席、社会通念上必要と判断される場合には、ネクタイ及び上着を着用してください。
- (5) 強めの香水や柔軟剤の香りにも配慮してください。（不快に思う方や体調に影響を受けやすい方もいます。）